

徳島県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業（定期検査）

徳島県では、肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変・肝がんと診断された方が、定期的に医療機関（県が指定した肝疾患専門医療機関）で検査を受けた際の検査費用を助成するとともに、必要なフォローアップを行います。



◆ 対象者

徳島県内に住所を有し、次の全てに該当する方。

- ① 医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ② 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察者を含む。ただし無症候性キャリアは除く）
- ③ 市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- ④ フォローアップ事業への参加に同意された方
- ⑤ 検査実施時に肝炎治療特別促進事業（医療費助成）の受給者証の交付を受けていない方
- ⑥ 徳島県が指定した肝疾患専門医療機関※で定期検査を受けた方

※肝疾患専門医療機関については、徳島県ホームページをご覧いただきか、申請窓口にお問い合わせください。

◆ 助成対象費用

定期検査費用（初回精密検査を含め毎年度2回まで）

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料のほか、次の検査に関連する費用

	B型肝炎ウイルス陽性者の場合	C型肝炎ウイルス陽性者の場合
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、CHE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HBe抗原、HBe抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像検査	超音波検査（断層撮影法（胸腹部）） 肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む。）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。	

※助成対象費用から自己負担額を控除した額が助成額となります。

階層区分	自己負担限度額（1回につき）	
	慢性肝炎	肝硬変・肝がん
市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
住民税非課税世帯に属する者	0円	0円

裏面へ

徳島県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業（定期検査）

◆ 申請手続

お住まいを管轄する保健所に郵送又は持参してください。

①～③の様式は、県ホームページからダウンロード可能。また申請窓口にもあります。

① 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業参加同意書（様式第1号）

② 肝炎検査費用助成申請書（様式第4号）

③ 定期検査費用の助成に係る医師の診断書（様式第5号）

④ 医療機関の領収書及び診療明細書（コピー不可）

⑤ 世帯構成員の住民票の写し（原本）：取得から概ね3か月以内のもの

⑥ 世帯構成員の住民税（非）課税証明書（直近のもの）

⑦ 申請者の健康保険の資格がわかるもの

▶マイナ保険証（健康保険被保険者証を連携済みの場合）

▶「資格情報画面（マイナポータルからダウンロード）」を印字したもの等

▶「資格情報のお知らせ」のコピー

▶「資格確認書」のコピー

【添付書類の一部省略について】

・③について、以下の条件のいずれかに当てはまる場合は省略できます。

▶過去に定期検査費用の助成を受けた（病態に変化があった者は除く）

▶申請日の前1年以内に肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けた（病態に変化があった者は除く）

▶肝がん・重度肝硬変事業研究促進事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した

・⑤、⑥について、同一年度において、2回目の申請又は肝炎治療特別促進事業又は肝がん・重度肝硬変事業研究促進事業の受給者証等の交付を受けた方は、以前の申請時の内容と変更がない場合に限り省略できます。

・⑤～⑦について、マイナンバーの利用により、省略できます。（詳細は、別紙）

◆ 申請先/問合せ先

徳島保健所	〒770-0855	徳島市新蔵町3丁目80	☎088-602-8906
吉野川保健所	〒776-0010	吉野川市鴨島町字鴨島106-2	☎0883-36-9019
阿南保健所	〒774-0011	阿南市領家町野神319	☎0884-28-9874
美波保健所	〒779-2305	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	☎0884-74-7343
美馬保健所	〒777-0005	美馬市穴吹町穴吹字明連23	☎0883-52-1016
三好保健所	〒778-0002	三好市池田町マチ2542-4	☎0883-72-1123

◆ 県ホームページ

県感染症対策課 健康支援担当 ☎088-621-2228

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kenko/iryo/2015012600016/>

